



様式 13 - 1

請 願 書

(請願名) 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

島貫 宏幸
我妻 徳雄
高橋 壽

請願者住所 山形県山形市木の実町12-37

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

一般社団法人山形県労働者福祉協議会

理事長 岡田 新一



電 話 023-641-6503

平成28年 2月 18日

米沢市議会議長 海老名 悟 様

(請願の要旨又は理由)

住民福祉向上のために、日夜ご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用しています。その背景には、私立大学初年度納付額の平均が1,312,526円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、「奨学金」に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものです。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、滞納者は33万人に及んでいます。そもそも「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れているといわざるを得ません。また滞納者には年5パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっています。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されているところです。

OECD(経済協力開発機構)加盟34か国のうち半数近くの国の大学は授業料が無償で、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されています。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけなくてはなりません。

こうした現状に鑑み、2016年3月の貴議会において別紙の内容を柱とする意見書を採択の上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出されることを、地方自治法124条の規定により請願します。